

第4回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5番, 6番)

開催期日 平成29年10月30日

第4回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年10月30日(月) 午後9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

| | |
|------------|-------------|
| 1番 藤 田 淳 | 10番 桂 一 照 |
| 2番 中 島 信 之 | 11番 亀 田 孝 |
| 3番 大 畠 政 勝 | 12番 清 水 哲 雄 |
| 4番 鳥 村 正 行 | 13番 長谷川 誠 |
| 5番 笹 谷 和 広 | 14番 木 内 浩 一 |
| 6番 塚 本 政 紀 | 15番 田 村 俊 彦 |
| 7番 長 尾 卓 也 | 16番 川 崎 浩 彦 |
| 8番 寺 雅 彦 | 17番 小 川 信 一 |
| 9番 平 田 善 治 | 18番 吉 田 寿 栄 |

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 吉 川 道 也
" 事務局参与 藤 沢 祐 之
" 事務局員 仁 平 竜 太

本日の議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|-------------------------|
| 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 2 | | 会期の決定について |
| 3 | | 諸般の報告について |
| 4 | 報告第 5号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 5 | 報告第 6号 | 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて |
| 6 | 議案第11号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 7 | 議案第12号 | 土地の現況証明願いについて |
| 8 | 議案第13号 | 農地のあっせんについて |
| 9 | 議案第14号 | 買入協議を行う旨の通知の要請について |
| 10 | | 農業団体等報告事項 |

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第4回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

先日の農団の懇談会に皆さんご参加いただきありがとうございます。また、選挙も終了し、地元推薦の候補者もそれぞれ当選しました。今後とも強い農業づくりにご活躍されることを願いたいとともに、農業委員会としても地域農業の発展に貢献できればと思っています。それでは総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、5番笹谷委員、6番塚本委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月4日より、平成29年度栗山町遊休農地等利用状況全体調査を3班に分かれ3日間実施しております。13日、農業5団体懇談会が開催されております。23日、現地調査を、笹谷委員、平田委員、桂委員で実施しております。

(議長)

はい。それでは、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程4 報告5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地にかかる賃貸借及び転貸借の解約の申し入れについて農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は4件となります。

番号1 所在 ○○140番地3 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,800㎡外3筆田3筆4,526㎡ 畑1筆148㎡ 計4筆4,674㎡でございます。利用状況は水田、普通畑として利用。
契約内容 転貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年10月4日 通知者 貸主 栗山町○○3丁目252番地一般財団法人 ○○○○○○ 理事長 ○○○ 借主 栗山町字○○540番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ となっております。

番号2 所在 ○○140番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,781㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 転貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年10月4日 通知者 貸主 栗山町○○3丁目252番地 一般財団法人 ○○○○○○ 理事長 ○○○ 借主 栗山町字○○540番地 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ となっております。

番号3 所在 ○○140番地3 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,800㎡外3筆田3筆4,526㎡ 畑1筆148㎡ 計4筆4,674㎡でございます。利用状況は水田、普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成

31年11月30日 解約通知日 平成29年10月4日 通知者 貸主 栗山町〇〇266番地5 〇〇〇 借主 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 となっております。

番号4 所在 〇〇140番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,781㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年4月28日 契約期間 平成23年4月28日から平成31年11月30日 解約通知日 平成29年10月4日 通知者 貸主 栗山町〇〇265番地 〇〇〇〇 借主 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第6号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第6号 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は1件でございます。

番号1 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇95番地73 〇〇〇〇 借主住所・氏名 新潟市〇区〇〇4501番1 株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 平成27年5月1日 栗農第5-57号 所在 字〇〇95番地3 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積5,253㎡外6筆 計7筆11,776㎡全筆田でございます。工事完了年月日 平成29年9月3日 完了届出年月日 平成29年10月20日でございます。なお本件は、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇187番地2の内 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積 9,029㎡
外1筆 計2筆 24,860㎡全筆畑でございます。貸主住所・氏名 字〇〇728番地1 〇〇〇 借主住所・氏名 字〇〇169番地46 株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇 転用目的 耕土改良及び土砂採取 転用期間 許可日から平成32年11月30日となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第12号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(10番 桂)

平成29年9月28日 第3回農業委員会後申請書のあった農地法第5条の申請に基づき、平成29年10月23日に笹谷委員、平田委員、吉川事務局長、藤沢参与、仁平主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

申請地は、栗山町役場継立出張所の南側約1.7kmに位置する農用区域内にある農地であり、申請者より耕地改良と併せて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであり、周囲に被害を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、議案第12号の現況証明願い1件について、申請どおりの現況であることを確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第11号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第12号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第12号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇28番地2 公簿 田 現況農地外 面積 3,656㎡ 利用状況 原野でございます。所有者及び願出人 栗山町〇〇1丁目87番地19 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局、また先ほど現地調査班長より報告がありましたが、何か質問、意見はございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第12号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第12号については原案どおり決定といたします。

日程8 議案第13号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第13号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は3件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町〇〇266番地5 〇〇〇 申出年月日 平成29年10月4日 申出地所在 〇〇140番地3 地目は公簿、現況ともに田 面積 1,800㎡外1筆 計田2筆 2,305㎡ でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇265番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年10月4日 申出地所在 〇〇140番地2 地目は公簿、現況ともに田 面積 1,781㎡1筆 でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 中島)

番号1〇〇〇さん、番号2〇〇〇〇さんにおかれましては、申出地について賃貸借で貸付していましたが今後も耕作することがないため農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉田会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今、番号1及び番号2について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1及び2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1及び2についてはあっせんを可といたします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇1番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年10月12日
申出地所在 字〇〇598番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積4,663㎡外2筆 計3筆6,092㎡全筆田でございます。次のページに今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 中島)

番号3〇〇〇〇さんにつきましては高齢により今後農業をすることもなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号3について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたします。

関係する委員のみなさんよろしく申し上げます。

日程9 議案第14号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第14号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇71番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年10月13日 申出地所在 字〇〇638番地 地目といたしまして 公簿現況ともに田 面積 28,100㎡ 1筆でございます。以上です。

(議 長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第14号「買入協議を行う旨の通知の要請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第14号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は11月29日の水曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては11月22日の水曜日 午前9時30分から 第4班 鳥村委員、清水委員、田村委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時30分終了)